

議第69号

高山市介護保険条例の一部を改正する条例について

高山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年6月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市介護保険条例の一部を改正する条例

高山市介護保険条例（平成16年高山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度及び平成28年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,520円とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。